6.3　油水境界面検出器

6.3.1　この船舶は、決議ＭＥＰＣ５（Ⅻ）に基づいて承認された油水境界面検出器を備えている。　□

6.4　第29規則、第31規則及び第32規則の免除

6.4.1　この船舶は、第２規則４の規定により、第29規則、第31規則及び第32規則の要件を免除されている。　□

6.4.2　この船舶は、第２規則２の規定により、第29規則、第31規則及び第32規則の要件を免除されている。　□

6.5　規則の免除

6.5.1　第31規則及び第32規則の要件は、第３規則５の規定に従つてこの船舶について免除されている。この船舶は、次のものに専ら従事している。

.1　第２規則５の規定に基づく特殊な運航……　□

.2　特別海域内の航海……　□

.3　特別海域外において最も近い陸地から50海里以内の海域における72時間以内の航海で次の限定的なもの……　□

7　吸排設備、管系及び排出設備（第30規則）

7.1　分離バラストの船外排出口は、

7.1.1　喫水線の上方に位置している。　□

7.1.2　喫水線の下方に位置している。　□

7.2　排出用マニフォールド以外のクリーン・バラストの船外排出口㊟は、

7.2.1　喫水線の上方に位置している。　□

7.2.2　喫水線の下方に位置している。　□

7.3　排出用マニフォールド以外の船外排出口であつて汚れたバラスト又は貨物タンク区域からの油により汚染された水のためのもの㊟は、

7.3.1　喫水線の上方に位置している。　□

7.3.2　第30規則6.5の規定に適合するパート・フロー装置を備えた上で喫水線の下方に位置している。　□

7.3.3　喫水線の下方に位置している。　□

7.4　貨物油ポンプ及び貨物油管からの油の排出（第30規則４及び５）

7.4.1　貨物油の取卸しの完了後すべての貨物油ポンプ及び貨物油管を空にする手段

.1　貨物タンク又はスロップ・タンクのいずれかに排出することができる油抜きのための装置　□

.2　陸上への排出のために小さい径の特別の管を備えている。　□

注　監視の可能な排出口のみを対象とする。

8　油汚染船内緊急計画／海洋汚染船内緊急計画（第37規則）

8.1　この船舶は、第37規則の規定に適合する油汚染船内緊急計画を備えている。　□

8.2　この船舶は、第37規則３の規定に適合する海洋汚染船内緊急計画を備えている。　□

9　免除

9.1　この記録の……の項の項目につき、条約附属書Ⅰ第３章の要件は、第３規則１の規定に基づき主管庁によつて免除されている。　□

10　同等と認められる取付け物、材料、器具又は装置（第５規則）

10.1　この記録の……の項の項目につき、附属書Ⅰの要件と同等と認められる取付け物、材料、器具又は装置が主管庁によつて承認されている。　□

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。

……において発給した。

（記録の発給の場所）

……　……

（発給の日）　（記録の発給について正当に権限を与えられた職員の署名）

（必要に応じて、当局の印章）

付録Ⅲ　油記録簿の様式

油記録簿

第Ⅰ部　機関区域における作業

（すべての船舶）

船　　名……

船舶番号又は信号符字……

総トン数……

期　　間……から……まで

注釈

総トン数150トン以上の油タンカー及び油タンカー以外の船舶で総トン数400トン以上のものには、機関区域における作業の記録のために油記録簿第Ⅰ部を備える。油タンカーには、貨物油及びバラストに係る作業の記録のために油記録簿第Ⅱ部も備える。

序

以下は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書により修正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（ＭＡＲＰＯＬ73／78）附属書Ⅰ第17規則の規定に基づき油記録簿に記載される機関区域における作業の項目の包括的なリストを示している。これらの項目は、アルファベット符号で示す作業事項に分類されている。

油記録簿第Ⅰ部に記載するに際しては、日付、作業のアルファベット符号及び項目番号を該当する欄に記入し、要求される詳細事項を時系列に空欄に記録する。

完了した作業については、担当職員が日付を付して署名する。記載が完了したページには、船長が署名する。

油記録簿第Ⅰ部は、油の量について言及する項目を多く含んでいる。タンク測定装置の限定的な精度、温度変化及びクリンゲージは、当該項目における油の量に関する表示の正確さに影響を与えることがある。油記録簿第Ⅰ部への記載は、そのことを考慮すべきである。

事故その他の例外的な油の排出の場合には、排出の状況及び原因を油記録簿第Ⅰ部に記載しなければならない。

油除去装置のいかなる故障も、油記録簿第Ⅰ部に記載しなければならない。